

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

令和8・9年度の 後期高齢者医療制度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料率については、法律に基づき、2年に一度見直しを行うこととなっています。令和8年度および9年度については、医療給付費の増加や「子ども・子育て支援金制度」が開始されるため、令和8年4月1日から以下のとおり保険料率を改定します。なお、被保険者ごとの令和8年度の保険料額は、7月に郵便でお知らせします。

●令和6・7年度の保険料率

区分	現行
	医療分
均等割額	48,604円
所得割率	9.56%
年間上限額	800,000円

●令和8・9年度の保険料率

(年額)

区分	改定後		
	医療分	子ども・子育て支援金分 ^(※1)	合計
均等割額	55,380円	1,340円	56,720円
所得割率	10.13%	0.25%	10.38%
年間上限額	850,000円	21,000円	871,000円

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども・子育て支援金分}$$

$$\text{医療分} = \text{均等割額} 55,380\text{円} + \text{所得割額} (\text{総所得金額等}^{(※2)} - 43\text{万円}^{(※3)}) \times 10.13\%$$

$$\text{子ども・子育て支援金分} = \text{均等割額} 1,340\text{円} + \text{所得割額} (\text{総所得金額等} - 43\text{万円}) \times 0.25\%$$

- ※1 子ども・子育て支援金分については、令和8年度の料率であり、令和9年度分は令和8年度中に決定します。
- ※2 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計をいいます。
- ※3 合計所得金額が2,400万円以下の場合

●令和8年度の均等割額が軽減される場合

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方 ^(※1)	均等割額の軽減割合
43万円 +10万円×(年金・給与所得者の数 ^(※2) -1)	7割 ^(※3)
43万円+(31万円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 ^(※2) -1)	5割
43万円+(57万円×世帯の被保険者数) +10万円×(年金・給与所得者の数 ^(※2) -1)	2割

- ※1 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。
- ※2 年金・給与所得者の数は、令和7年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方が該当します。
- ※3 令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減が適用されます。

◆問い合わせ先
 住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584
 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 077-522-3013

保険料額の
試算ができます。➔



滋賀県後期高齢者医療
広域連合のホームページ

みんなで支えあう

国民健康保険

柔道整復師(接骨院・整骨院)のかかり方

施術を受けるときは、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。

保険の対象となる施術

◇医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れなどと診断または判断され、施術を受けたとき
※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

保険の対象とならない施術

- ◆単なる疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ◆脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ◆仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)など

施術を受ける際は、次のことに注意し、正しく受診しましょう。

施術を受けるときの注意

- ① 負傷の原因を正確に伝えましょう
交通事故などの第三者行為による施術の場合は、住民課に連絡してください。
- ② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう
内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書に署名が必要となります。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。
- ④ 領収証は必ずもらいましょう
領収証は保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

国民年金からのお知らせ

20歳以上の学生の皆さん

学生納付特例制度はご存知ですか？

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、学生納付特例を希望される方は毎年度申請が必要です。申請される方は、学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所または住民課までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。承認された期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納付(追納)することができます。

す。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

追納を希望される場合は、草津年金事務所または住民課までお越しください。



◆問い合わせ先
日本年金機構
草津年金事務所
☎077-1567-2220
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584